

## 平成 28 年度川崎市使用教科用図書採択方針について 及び同教科用図書の選定に係る諮問について

### 1 目的

教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものである。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、次のとおり「平成 28 年度川崎市使用教科用図書採択方針」（以下「採択方針」という。）を定める。

### 2 採択の基本的な考え方

#### (1) 採択の権限

教科用図書の採択とは、学校において使用を義務づけられている教科用図書について、現在発行されている教科用図書の中から具体的に選定することをいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施するものとする。

#### ※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(1) ～ (5) 略

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

以下 略

#### (2) 採択する教科用図書

平成 27 年度は、川崎市立学校において平成 28 年度に使用する教科用図書を採択する。また、採択対象とする教科用図書は、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書とするが、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書については、この限りとしない。

#### ※ 1 学校教育法第 34 条第 1 項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

#### ※ 2 学校教育法附則第 9 条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第 34 条第 1 項（第 49 条、第 62 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

#### ※ 3 学校教育法第 49 条

第 30 条第 2 項、第 31 条、第 34 条、第 35 条及び第 37 条から第 44 条までの規定は、中学校に準用する。

(3) 教科用図書の調査審議

教科用図書の調査審議は、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものとする。

(4) 採択の透明化

教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を事前に定め公表するものとする。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めるものとする。ただし、教科用図書選定審議会及び調査研究会は、事務執行上影響があるため非公開とするとともに、学校が作成した調査票のうち学校名が特定できる部分は不開示とする。

(5) 静ひつな採択環境の確保

教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保するものとする。

(6) 採択地区

- ・小学校、及び中学校における採択地区は、次の4地区とする。

採択地区の名称	採択地区に含まれる地域
川崎第1地区	川崎区
川崎第2地区	幸区・中原区
川崎第3地区	高津区・宮前区
川崎第4地区	多摩区・麻生区

- ・川崎高等学校附属中学校、高等学校及び特別支援学校は、学校ごとに採択を行う。

**※1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条**

都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

**※2 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項**

公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

**※3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第16条**

指定都市については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第12条第1項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第10条の規定によって都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

(7) 採択時期

採択は、平成27年8月31日までに行うものとする。また、9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、すみやかに採択を行うものとする。

※ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

### 3 教科用図書の調査審議

(1) 教科用図書選定審議会

教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例に基づき川崎市教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問する。

(2) 調査研究会

調査研究会は教育委員会からの依頼を受け、教科ごとに教科用図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。

(3) 校内検討委員会

各学校の校内検討委員会は、教育委員会からの依頼を受け、教科用図書の内容を調査研究する。

(4) 校内採択候補検討委員会

各高等学校は、校内採択候補検討委員会を設置する。

(5) 調査審議の観点

教科用図書の採択に当たっては、「教育基本法」、「学校教育法」の理念の実現に向けて、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

ア 学習指導要領との関連

○学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・言語活動の充実
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の充実

イ 編集の趣旨と工夫

○編集の趣旨は適切であるか。  
○編集上の創意工夫はなされているか。

ウ 内容

○内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。

- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 児童生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。
- 川崎市の教育が大切にしている視点を踏まえているか。
- 小中高の学習の連続性を踏まえ、学校間で連携を図れるものであるか。

#### エ 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか。

#### オ 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

## 4 教科用図書の採択手順

### (1) 小学校用教科用図書の採択

小学校用教科用図書は、調査審議の手続を簡略化し、現在使用している教科用図書と同一のものを採択する。

- ・採択手順は、別紙「採択の手順フロー図①」（調査審議を簡略化）のとおり行う。

### (2) 中学校及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書の採択

中学校及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書は、調査審議を実施し、採択替えを行う。

- ・採択手順は、別紙「採択の手順フロー図①」とおり行う。

### (3) 高等学校用教科用図書の採択

#### ア 調査研究報告書の作成

- i) 調査研究員は、関係するすべての種目の教科用図書に関する調査研究をし、教科用図書選定審議会に調査研究報告書を提出する。

#### イ 各学校の採択候補一覧の作成

- i) 校内検討委員会は、教科ごとに全ての教員で構成する。1人しか配置されていない教科については、複数の教科で構成するなどの対応を図る。
- ii) 校内採択候補検討委員会は、学校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心として組織する。

iii) 校内検討委員会は、教科ごとに選定候補となる複数の教科用図書について調査研究を行い、校内採択候補検討委員会に報告書を提出する。発行者が1社のみの教科用図書については、その教科用図書について調査研究を行い、報告書を提出する。

iv) 校内採択候補検討委員会は、調査審議の観点を踏まえ、校内検討委員会の報告書をもとに、採択候補一覧を作成し、教科用図書選定審議会に提出する。採択候補一覧には、採択候補となる教科用図書、及び、選定候補として調査研究を行った採択候補以外の教科用図書についての調査研究内容を掲載する。

・採択手順は、別紙「採択の手順フロー図②」のとおり行う。

(4) 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択

ア 学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書については、校内検討委員会において調査研究を行い、教科用図書選定審議会に報告書を提出する。

イ 特別支援学校の高等部で使用する教科用図書については、現在のところ特別支援学校用の文部科学省著作教科用図書及び検定教科用図書も発行されていないため、教育課程について十分検討のうえ、適切な高等学校用検定教科用図書または学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するものとする。

ウ 学校ごとに使用する教科用図書を採択するものとする。

・採択手順は、別紙「採択の手順フロー図③」のとおり行う。

※ 1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

※ 2 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

※ 3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条

公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

## 5 教科用図書展示会

教科用図書の適正採択に資するため、教科用図書の見本を展示する「教科用図書展示会」を開催するものとする。

<開催概要(予定)>

① 期 間 平成27年6月19日(金)から7月30日(木)まで

② 会 場 ・第1地区 東門前小学校、教育文化会館(臨時会場)

・第2地区 教育会館

・第3地区 総合教育センター、宮前市民館(臨時会場)

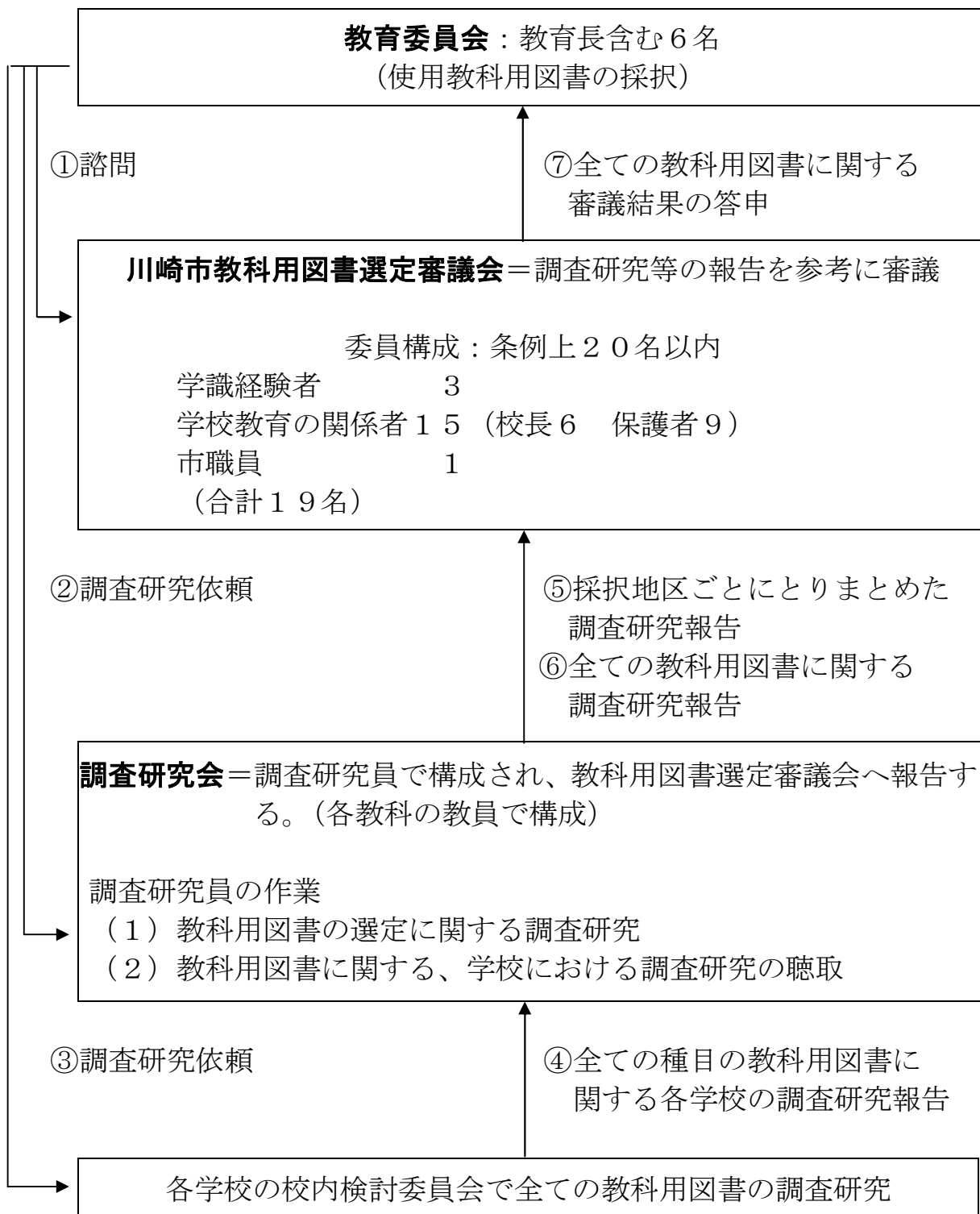
・第4地区 多摩市民館(臨時会場)、麻生市民館(臨時会場)

(開催日時は、各会場によって異なる)

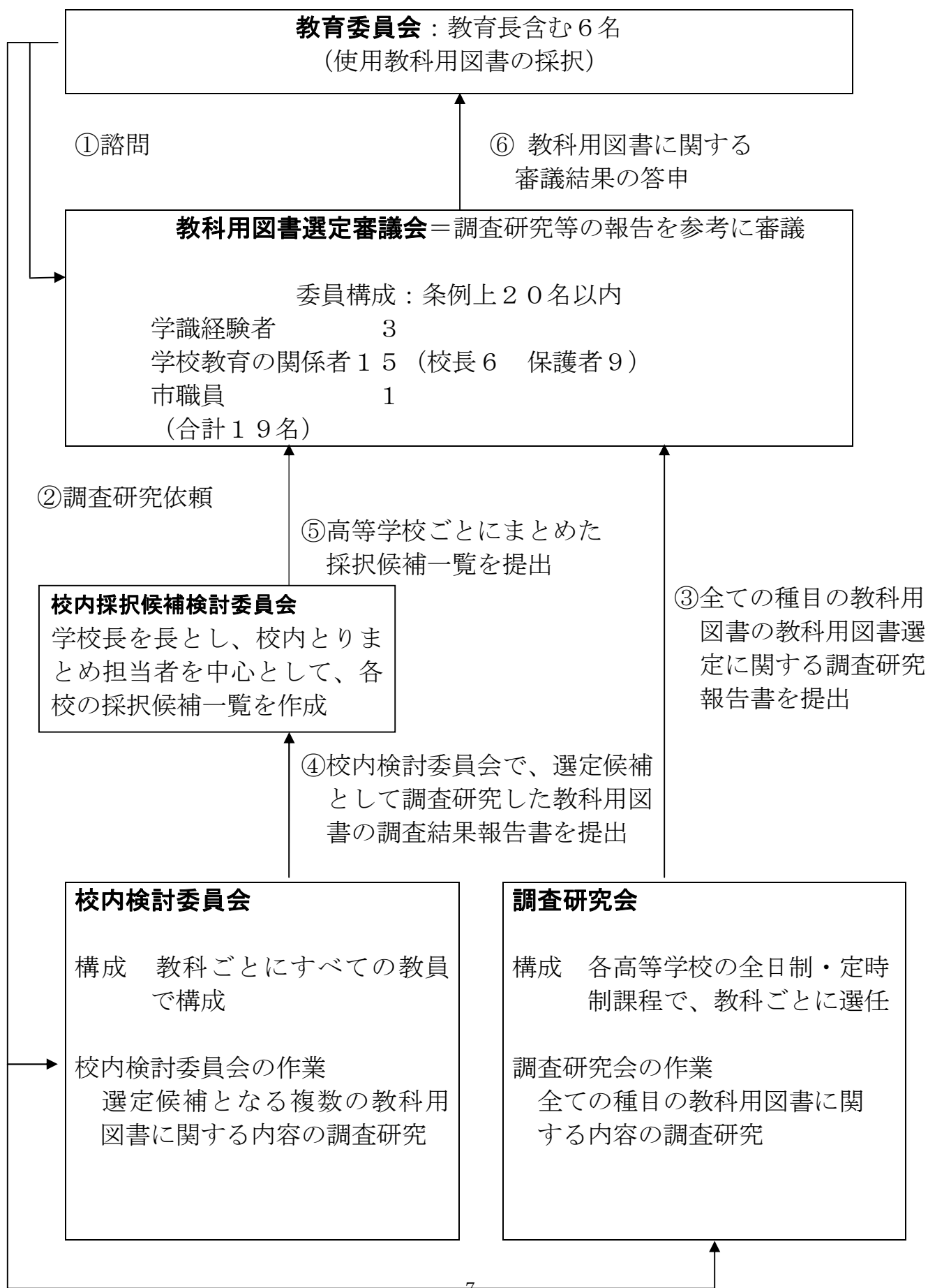
※ 教科書の発行に関する臨時措置法第5条

都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

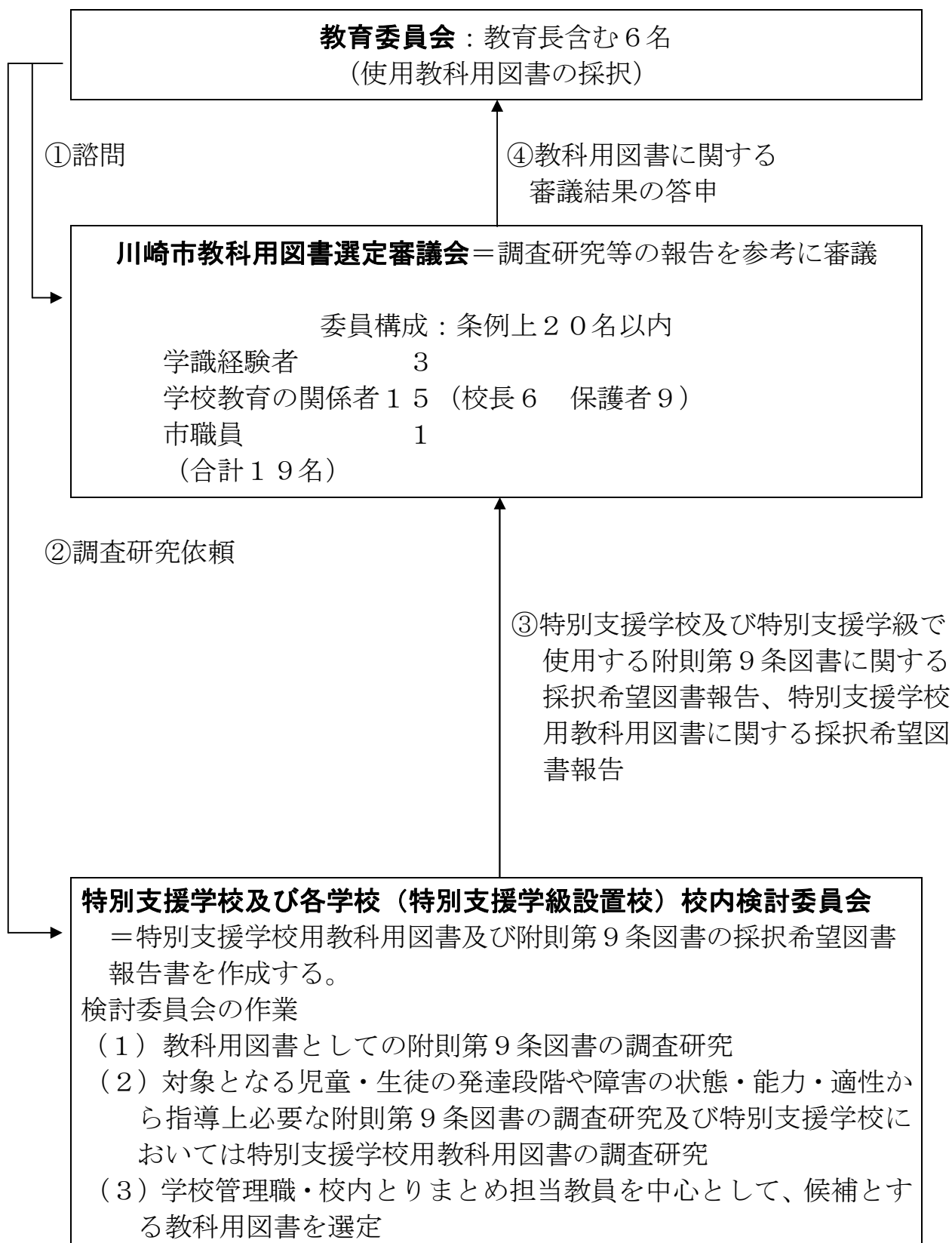
小・中学校における教科用図書の採択手順



## 高等学校における教科用図書の採択手順



特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順





## 平成27年度 川崎市教科用図書採択スケジュール

月 日	名 称	内 容
4月28日	教育委員会	教科用図書の採択方針・採択に係る諮問 審議会等委員の委嘱等
5月中旬 ～	第1回川崎市教科用図書選定審議会	委嘱状伝達、趣旨説明
	中学校教科用図書選定調査研究会	委嘱状伝達、趣旨説明
	高等学校教科用図書選定調査研究会	委嘱状伝達、趣旨説明
6月19日～ 7月30日	教科用図書展示会	教科用図書の見本の展示 (東門前小、教育会館、総合教育センター、 宮前・多摩・麻生市民館) * 日程は、各施設ごとに異なる
7月上旬	第2回川崎市教科用図書選定審議会	教育委員会への答申内容の確認
7月下旬	第3回川崎市教科用図書選定審議会	教育委員会への答申内容の確認
8月上旬 以降	教育委員会	平成28年度使用教科用図書採択

## 平成 28 年度使用教科用図書を選定に係る諮問

### 1 諮問内容

- (1) 平成 28 年度使用 中学校用教科用図書についての調査審議
- (2) 平成 28 年度使用 高等学校用教科用図書についての調査審議
- (3) 平成 28 年度使用 特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書  
についての調査審議

### 2 根拠法令等

川崎市附属機関設置条例

(参考条文)

- ア 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条、第 11 条 1 項及び第 13 条 2 項
- イ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 10 条

### 3 諮問先

川崎市教科用図書選定審議会

川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表第1（第2条～第5条関係）

市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市総務局指定管理者選定評価委員会	総務局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年

:

別表第2（第2条～第5条関係）

教育委員会の附属機関

:

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市教科用図書選定審議会	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 学校教育の関係者 (3) 市職員	1年

:

## 選定審議会関係法令（抄）

### 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

第13条 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

### 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

第10条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

- (1) 義務教育諸学校の校長及び教員
- (2) 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
- (3) 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。